

## 東京四万十会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「東京四万十会」と称し、事務局は会長の自宅、または会長の事務所  
所に置く。

(組織)

第2条 本会は、高知県高岡郡四万十町出身者及び縁故者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦を図り、相互に協力して福祉の増進に努めるとともに、  
あわせて郷土の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 年1回以上、総会を開くこと。
- (2) 役員会を適時、開くこと。
- (3) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 本会につきの役員を置く。

- (1) 幹事(会長及び幹事長ならびに副幹事長を含む) 15名以内
- (2) 顧問 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、つぎのとおりとする。

- (1) 幹事及び顧問は、総会において選出する。
- (2) 会長、幹事長及び副幹事長は、役員会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議を招集する。
- (2) 幹事長は、会長を補佐し、本会の運営に当たるとともに、会長に事故あるときは会長を代理する。
- (3) 副幹事長は、幹事長を補佐し、本会の運営に当たるとともに、幹事長に事故あるときは幹事長の仕事を代理する。
- (4) 常任幹事及び幹事は、会長を補佐し、本会の運営に当たる。
- (5) 顧問は、本会の運営について意見、助言する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員の仕事は、他の現任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第9条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長の経験者から会長が指名する。

(財務)

第10条 本会の経費は、寄付金、協力金その他の収入をもって充てる。

2 総会に際しては、その都度、役員会の定める額を徴収するものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 本会の会計報告は、年度の経過後、遅滞なく総会において行うものとする。

(付則)

第12条 この会則は、平成18年6月10日から施行し、従前の東京窪川会会則は、廃止する。